

社会福祉法人関川村社会福祉協議会 評議員・役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人関川村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務に伴う役員、評議員、各種委員等に対する費用弁償について定める。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 18 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 6 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者であって、本会職員就業規則第 4 条 2 項に規定する常勤職員と同等の勤務形態をとる者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 会長とは、理事の互選により選出された社会福祉法の理事長として本会を代表し、その業務を執行する者をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(業務の種類)

第 3 条 費用弁償を行う業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 各種委員会への出席
- (4) 研修会への参加及び他法人の視察業務
- (5) その他会長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第 4 条 前条(1)、(2)、(3)の業務の場合、評議員及び非常勤役員には、日当及び車賃として、次の表に定める額の費用弁償を行う。

業務の種類	日当	車賃
(1)、(3)	2,000 円	1kmにつき20 円
(2)	4,000 円	1kmにつき20 円

- 2 2 条(4)、(5)の業務の場合は、社会福祉法人関川村社会福祉協議会職員旅費規程（以下「職員旅費規程」という。）を準用して費用弁償を行う。
- 3 2 項の規定に関わらず、評議員及び非常勤役員の日当は、1 日あたり 4,000 円とする。但し、業務が 1 日で、4 時間に満たない場合は 2,000 円とする。

(規程の変更)

第 5 条 この規程を変更する場合は、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

平成 12 年 9 月 27 日 制定
平成 15 年 12 月 9 日 改正
平成 21 年 3 月 26 日 改正
平成 29 年 6 月 14 日 改正
令和 元 年 10 月 1 日 改正